



# ケロちゃん通信

～山形県消費生活センターニュース～



2020年5月号

## 5月は消費者月間です。



消費者月間 全国統一テーマ

## 豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！～

消費者庁では毎年5月を「消費者月間」として  
います。消費者・事業者・行政が一体となって消費者  
問題に関する啓発活動を行っています。県消費生活  
センターでは、5月18日から29日まで県庁1階の  
ジョンダナホールにおいて、DVDの上映やパネル  
展示などを行います。



(昨年の展示の様子)



## “ケロちゃん”が 「消費者教育推進大使」に任命されました！



〈イベントでも大人気♪〉



県消費生活センター  
キャラクター“ケロちゃん”



## 5月・6月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアド  
バイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	5月13日(水) 6月10日(水)	14:30～16:30	023-624-0999

# 新型コロナウイルスに便乗した詐欺・悪質商法に

# 注意!



(消費者庁イラスト集より)

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が全国の消費生活センターに寄せられています。市役所などの公的機関になりすまし、「助成金がある」などと言い、個人情報や口座情報を詐取しようとする事例もあります。

## 【事 例】

- 「行政から委託を受けて消毒に回っているが、どうか」という電話が業者から来た。
- 水道局をかたり「水道水に菌が混ざっているので除去する」という不審な電話が来た。
- 「新型肺炎の検査が自宅で無料で受けられる。これから自宅へ行く」という電話があった。

根拠のない話には耳を貸さないですぐに電話を切りましょう。メールの場合は無視してください。今後、新たな手口の勧誘などが行われる可能性もあります。不審に思った場合やトラブルにあった場合はすぐに『**消費者ホットライン188(いやや)**』番に電話してください。

## 大沼発行の「商品券」・大沼友の会の「積立金」・「お買物券」の 還付手続をお忘れなく!

(株)大沼発行の商品券や(株)大沼友の会のお買物券などの還付手続が始まっています。「商品券」は東北財務局が、友の会の「積立金」及び「お買物券」は東北経済産業局がそれぞれ受付を行っており、申出期限までに申出がない場合、還付されませんのでご注意ください。  
※詳しくは、下記担当にお問い合わせください。

### 大沼発行「商品券」

- ◇申出期限 令和2年6月12日(金)まで
- ◇申出方法 「商品券」、「申出書」、84円切手を貼った返信用封筒を東北財務局(〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1)に郵送(6月12日消印有効)
- ◇担 当 東北財務局金融監督第三課 ☎022-721-7079

### 大沼友の会「積立金」・「お買物券」

- ◇申出期限 令和2年6月30日(火)まで
- ◇申出方法 申出書等を東北経済産業局(〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1)に郵送(6月30日消印有効)または持参  
※友の会会員の方には4月に還付手続のご案内を郵送しています。
- ◇担 当 東北経済産業局消費経済課 ☎022-208-6775

## 山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1(山形県庁2階)

《相談受付》 月曜~金曜 午前9時~午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で

検索 🔍

消費者ホットライン <188番> もご利用ください。

